

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年2月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第53条第3項中「ついては、」の右に「次に掲げる事項を記載した」を加え、「(第25号様式の2)」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 振込口座
- (2) 振込金額
- (3) その他会計管理者が必要と認める事項

第54条に次の1号を加える。

- (4) 口座振替の方法による支払を求める場合にあつては、振込口座

第71条の2第2項を削る。

第79条第3項中「し、その旨を会計管理者に報告」を削る。

第79条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第115条中「前渡職員は、」の右に「別に定める」を加え、「(第84号様式)」を削る。

第25号様式の2を削る。

第84号様式を次のように改める。

第84号様式 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第115条及び第84号様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の京都市会計規則第25号様式の2による用紙は、当分の間、これを使用することができる。この場合における会計事務については、この規則による改正後の京都市会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(会計室)